

デュアルユースアイテム（DUI）に焦点を当てたキャッチオール規制通知の要点 （公聴会資料）

定義

- 「管理措置（Control measure）」とは、大量破壊兵器物品および最終使用者や最終用途が大量破壊兵器に関与していると合理的に疑われる物品の輸出、再輸出、積み替えおよび通過を禁止する措置を意味する。
- 「合理的に疑われる物品」とは、通知に添付される DUI リストに含まれる DUI である可能性が高い HS コードを持つ物品です。疑いのある物品は、政府管理当局により所定の様式に従って、文書で DFT に通知されなければならない。
- e-TCWMD とは、輸出者が規制品を分類し、内部コンプライアンスプログラム（ICP）を運用することを支援するために設計された電子情報システムをいう。

疑わしい DUI 物品を DFT に通知する仕組み

第 1 段階では、上記の政府当局のみが疑わしい DUI に対する調査を提起することが可能。DFT が DUI 調査を開始するため、最終用途または最終使用者が大量破壊兵器に関与している可能性が高いと疑われる物品情報を当局が DFT 事務局長に通知する。通知には、最低限以下の情報が含まれている必要がある。

1. 疑わしい DUI の輸出者／輸出者／積み替え・トランジット業者のうち、タイ国内で連絡可能な少なくとも 1 社の名前と住所。
2. EU リストの最新版に基づく DUI コード、HS コード、または物品の識別のためのその他の特定の情報。
3. 国連安全保障理事会の統合リストに含まれる輸出者、再輸出者、積み替え・トランジット業者、または物品の受取人の名前、または国連安全保障理事会決議 1541 に基づく大量破壊兵器の開発に関連する個人またはグループの名前。
4. 疑わしい DUI の受取人の名前と住所。
5. 最終目的地の輸送ルートと住所

DUI の調査

一旦行われた調査は、大量破壊兵器拡散のリスクを考慮して、以下の重要な要素を考慮して、可能な限り早急に完了する。

1. DFT の e-TCWMD システムによる DUI 物品の輸出／再輸出／積み替え／トランジットであること。
2. 物品の輸出、再輸出、積み替え、トランジット、受け取りに関連する人物が、国連安全保障理事会の統合リストに含まれているか、または大量破壊兵器の開発に関連していること。
3. ICP が設置されていないか、疑わしい DUI 物品が大量破壊兵器の開発に使用されていないことを示す証拠を提供できない場合。

キャッチオール規制（CAC）措置の発動

調査の結果、DUI 物品が大量破壊兵器拡散の危険性があると判断された場合、DFT 事務局長は CAC 措置を発動し、その発動と通知書に記載された疑わしい DUI のリスク情報を当該措置の影響を受ける者に通知する。CAC 措置は、CAC 措置通知を受領した日から、DFT 局長による追加通知があるまで有効となる。

CAC 措置の通知を受けた者は、CAC 措置の通知を受領した日から 30 日以内に商務大臣に不服を申し立てることができる。また、当該措置に関する情報、DUI リスク、影響を受ける者の情報は、タイ税関にも通知される（タイ税関は、影響を受ける DUI 物品の国外への輸出／輸出／積み替え／トランジットを禁じることができるため）。

CAC 措置の見直し

CAC 措置の見直しは、DUI リスクが変化したことを示す証拠または通知されたリスクがなくなったことを示す証拠とともに、前述の影響を受けた者からの要求に応じて行われる。審査終了後、DFT 長官は、CAC 措置の全部または一部を取り消すか、リスクが残っていると判断した場合は継続することができる。

電子通知の許容範囲

疑いのある DUI の情報の通知は、手動または電子システム（e-TCWMD）で提出できる。

内部コンプライアンスプログラム（ICP）認証の基準

輸出者および関連事業者は、CAC に引っかかるリスクを軽減するため、DFT ガイドラインに基づいて ICP を策定するだけでなく、UN リストとの照合を行うなど、自社製品の最終用途および最終使用者を監視することが推奨される。

ICP は、貿易取引を自己点検・監視するためのプログラムとして、企業に 6 つの重点分野におけるコンプライアンス対策を示すことを求めている。すなわち、(1) ICP の手順を実施するための責任とリソース、(2) スクリーニングプロセス、(3) トレーニング、(4) 記録保持、(5) 監査、(6) 報告と是正措置である。

以上